

平成30年6月29日改定

# 学校いじめ防止基本方針

富士市立富士川第二中学校

# 学校いじめ防止基本方針

## 1 基本方針の策定にあたって

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

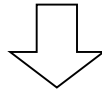
さらに「いじめ防止対策推進法（改正）」、「いじめの防止等のための基本的な方針（改正）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の解釈に基づいて「いじめ」と「けんか」の捉え方を全教職員で共通認識をもち、いじめの認知漏れに至らないように、細心の注意を払っていかなければならない。

以上のことから、本校においてもいじめに苦しむ子供をなくすために、本方針を策定し、日々の実践を積み重ねて、学校、家庭、地域が協力し、いじめの起こりにくい教育環境を築いていきたいと考える。また、本校は、小中が連携しての教育を推進しており、小中が一体となって問題解決に取り組んでいく。

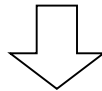
## 2 いじめの定義の共通理解

### —いじめの定義の変遷（文部科学省）—

「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」（昭和 60 年から）

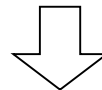


「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」（平成 18 年から）



「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（平成 25 年いじめ防止対策推進法第 2 条）



いじめ防止対策推進法の改定により、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」もいじめと定義する。

（平成 29 年いじめ防止対策推進法の改定）

上記に基づいて、いじめの定義の 4 要素は

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② A と B の間に一定の人間関係が存在すること
- ③ A が B に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じているもの

のみである。

また、いじめの事態解消の判断は、被害児童生徒が、いじめの解消を自覚し、関係児童生徒と少なくとも 3 か月間、良好な関係が続いているものとする。

本校においても、いじめに苦しむ子どもをなくすために、取り組みを強化していく。子ども同士のいたずらや悪ふざけが、いじめに発展する可能性があることと捉え、暴力を伴わないいじめであっても、生命又は心身に重大な危険が生じることがあることを理解して指導していく。また、学級等の所属集団の構造上の問題(無秩序性や閉鎖性)を踏まえ、観衆としてはやしたてたり、おもしろがったりする存在や、いじめを黙認する傍観者の存在に注意を払って、いじめを許さない雰囲気をつくっていく。また、「いじめの疑い」の段階で、見過ごすことなく迅速な対応をとっていく。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

《いじめ防止対策委員会（以下、委員会）》 ※月に1度、職員会議等で実施をする。

構成員：校長、教頭、生徒指導担当を中心に、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等

《拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）》

構成員：いじめ防止対策委員・案件によって小学校教職員・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・富士警察署サポートセンター・青少年相談センター・学校教育課指導主事・学校評議員（学校運営協議会委員）・PTA代表等の第三者的立場の方 等

## 4 いじめの防止等の対策

### (1) 人権教育の推進

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、小中学校での9年間の学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ② 学級活動や道徳の時間を使っての「思いやりの心」の育成。
- ③ 人間関係づくりプログラムやグループエンカウターの実施。
- ④ 仲間と共に、学習課題の解決を図る学習指導法の研究。
- ⑤ 子どもたちに達成感を感じさせられる授業の実践。
- ⑥ 人間関係づくりプログラムアンケートやQ-Uアンケートの実施。
- ⑦ 研修の充実による「学び合い」の深化。

### (2) 子どもの自主的活動の場の設定

- ① 生徒集会や生徒会活動において、いじめをなくすための取組。
- ② 小中とで連携し交流を図る中で、異文化に対する偏見をなくし、正しい知識と教養を身に付け、より良い関係を築く。
- ③ 地域の活動やボランティア活動への積極的な参加。

### (3) 保護者や地域への啓発

- ① PTA総会での周知。
- ② PTA役員会の活用。(三部会や生活指導部会での情報提供)
- ③ 民生・児童委員・主任児童委員との懇談会の活用。

### (4) いじめに関する教職員の研修

- ① 日常の学級経営において、一人一人を大切にする姿勢を示す。
- ② 学級担任だけでなく、級外を含め、学年集団などの教職員集団全員で行う。
- ③ 学校いじめ対策組織会議において、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。
- ④ 年度初めの職員会議において、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。月ごとに、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

- ⑤ 養護教諭やスクールカウンセラーとの積極的な情報交換を行う。
- ⑥ 三部会(生徒指導部会)、主任者会、職員会議での情報交換で問題の共有化を図る。
- ⑦ 「学び合い」が可能な人間関係を、教師間で見取る研修の推進。
- ⑧ 校内研修において、SSW、SC等、専門家を入れた研修を実施する。
- ⑨ 静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き-子どもたちの笑顔のために-」を活用した校内研修。
- ⑩ 富士市教育委員会発行の「いじめの認知といじめ問題への取組-研修用資料-」を活用した校内研修。

#### (5) いじめの早期発見・早期対応

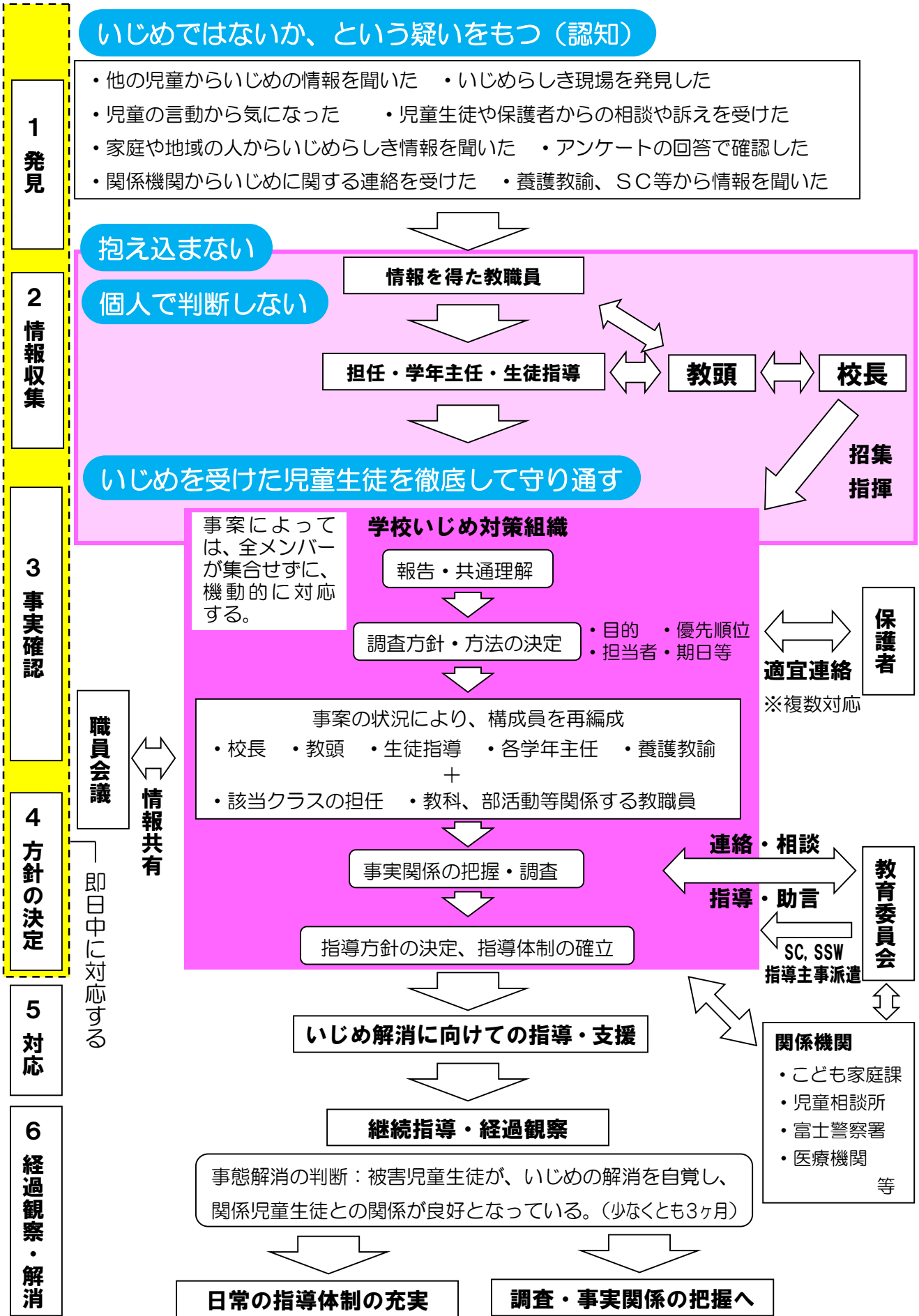
- ① 6月・10月・1月の年3回、生活アンケートを教育相談に重ねて実施する。
- ② 「いじめ」に関するアンケートも実施する。計画に基づいて年3回は必ず実施する。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施する。
- ③ 担任による教育相談を実施する。
- ④ アンケートは実施後に集計し、集計結果を基に委員会で対策を検討する。
- ⑤ スクールカウンセラーとのカウンセリングを推進する。
- ⑥ ケータイ・スマホ(インターネット)使用講座を実施する。

※ネット上のいじめは最も見えにくく、ネット上でいじめにあっている兆候は、学校では把握が困難である。正しい使用方法について学び、各自がトラブル回避に向けた行動ができるように取り組む。また、家庭と協力をして、インターネット上でいじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するように依頼する。

#### (6) いじめに対する措置

- ① 指導体制の確立(委員会が中心となる。)
  - ・被害、加害の子どもとの直接的な聞き取りや指導には、学級担任・学年部職員の複数で対応する。
  - ・保護者への対応が必要な場合は、まずは、担任・学年主任・生徒指導主事があたる。
  - ・全体の見取り(事実・背景・見通し)については担任・学年主任・生徒指導主事が聞き取りの情報に基づいて収束の方向性を見極める。
  - ・起こった事実・背景・今後の処置等を担任・学年主任・生徒指導主事が管理職に報告をし、指示を受ける。
  - ・いじめ対応の共通理解をする。
- ② 関係生徒からの実態把握
  - ・時間と場所、話し方に配慮しながら、被害・加害の生徒の話聞く。
  - 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の側に立つて行うことに留意する。
  - ・起こった事実の原因の解明。事実に基づく処置の仕方の模索。
- ③ いじめを受けている生徒の安全の確保
  - ・登下校や休み時間等の教師の配置。
  - ・別室登校の準備。
  - ・座席配置の工夫。学習グループのメンバーの工夫。
- ④ 保護者との連携や対応策についての十分な説明と了承の受諾
  - ・被害側の家庭の思いを尊重しながら「事実関係」、「指導の過程と方向性」の説明をする。
  - ・加害側の保護者への「事実関係」、「指導の過程と方向性」の説明。その理解と協力を得る。
- ⑤ 加害生徒の、いじめに対する自戒の念、被害生徒への謝罪の気持ちの醸成
  - ・再発防止のため、当該生徒とその保護者を含めた関係者の継続的な観察。

組織的対応



## (7) 重大事態への対処

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年 3 月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

### ① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

#### ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号）

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

#### イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間 30 日を目安）

また、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### ② 調査

- ・重大事態が発生した場合には市教育委員会（以下、市教委）に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。
- ・調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処及び防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。
- ・調査結果は市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

### ③ 各対応

- ・生徒対応（担当：生徒指導主事）  
臨時全校集会等の開催
- ・保護者対応（担当：教頭）  
臨時保護者会の開催
- ・警察対応（担当：教頭）

## 重大事態対応の流れ

### 教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

### 調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

#### 学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

#### 教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

### いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告



### 調査対象者及びその保護者への説明・報告



### 市長及び教育委員への説明・報告等



### 調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う